

所定の退職金額から、国の補助金に当る分を差し引いた金額になります。

掛金、退職金の税法上の取扱いはどうなっていますか。

答 前にも少し触れましたが、非常に有利な取り扱いがなされています。まず、事業主が事業団に納付した掛金はすべて、個人事業の場合にはその年分の「必要経費」に、法人の場合にはその事業年度の「損金」に算入されます。この場合、経理上の処理は例えば「退職共済事業団掛金」などの科目を設けて損金または必要経費勘定に計上すればいいわけです。そうして軽減される税額は、地方税まで含めると、掛金の約半分にあたり、事業主の実質的負担はそれだけ軽くなるわけです。また、このように「必要経費」あるいは「損金」扱いを受けた掛金は、その被共



済者（従業員）の給与所得にも算入されないで、被共済者にも税金はかからないこととなります。つきに退職金については、所得税法上の退職所得として、税制上優遇されています。第一には従業員の受けとった退職金は、その他の所得と切り離したうえで、税金が計算されます。第二に、退職所得には、勤続年数に同じ多額の控除があります。例えば、勤続十年ですと二百五十万円、二十年で五百万円、三十年ですと一千万円が控除されます。なお、退職金額五十万円以下の場合、勤続年数にかかわらず無税となります。

問 退職金額はどのようになりますか。

答 退職金は、掛金月額とその納付月数によって決められているわけですが、先にも述べたように、この制度は、共済制度であるということ、ま

上回る退職金が支給され、そのうえ、三年以上の人には国庫補助金がつきます。たとえば掛金月額五千円で五年かけますと、三十四万九千四百二十円、十年で九十三万七千六百六十円、二十年で二百六十九万二千二百七十円、三十年ですと、五百七十八万六千七百七十円の退職金が支給されます。

問 退職金制度の作り方（掛金のきめ方）はどうしたらいいですか。

答 退職金制度を作る場合には、まず、その企業で基準となる勤続年数についての標準的な退職金をきめ、これをもとにして、それ以外の各勤続年数ごとの退職金をきめるのが普通です。この基準勤続年数には、勤続三十年程度の長期勤続者がとられるのが一般的ですが、企業の業種、業態によっては、たとえば勤続十年程度で独立して事業を始める場合、あるいは勤続五〜六年程度で自己退職する場合などを基準にする方法もあるでしょう。基準退職金額については、企業の掛金負担能力とあわせて、退職金の世間相場を考慮する必要があります。

問 賃金を基準にした場合

退職金は、賃金があるにつれて高くなるのが普通です。そこで従業員個々の賃金額に応じて掛金をきめてゆく方法もあります。例えば、次の掛金月額表は、基本給の額によって、四つのグループに分け、最低のランクに該当する場合掛金を三千元とし、基本給が

別表 掛金月額表

基本給月額	掛金月額
80,000円未満の者	3,000円
80,000~80,999円の者	4,000
90,000~119,999円 "	5,000
120,000~149,999円 "	6,000
150,000~199,999円 "	8,000
200,000円以上の者	10,000

上位に移ったときは、掛金額もそれにつれて高くなるようにきめたものです。

(一) 長期勤続者を基準にした場合
勤続三十年を基準に、目標額を四百五十万円ときめた場合、そのための掛金月額をもとめると、四千元となります。

(二) 掛金の増額を予定する場合
前記(一)の場合で、掛金の増額を組み入れる方法もあります。たとえば掛金を勤続十年までは三千

別表 目標退職金額にあわせた場合

	加入後10年間	
	(A) 最初から掛金4,000円	(B) 加入後11年間は3,000円、4,500円、6,000円
3年	145,520	109,520
5	280,120	210,820
10	747,860	564,960
15	1,368,550	1,137,800
20	2,163,020	1,908,370
25	3,226,130	3,043,130
30	4,649,070	4,579,920

た、従業員の長期勤続を奨励し、定着を促すという趣旨から加入期間の長い人にとくに有利なくみになっています。ですから加入一年未満の

第1表 退職金額早見表 国庫補助を含む

掛金納付数 掛金月額	12月 (1年)	24月 (2年)	36月 (3年)	60月 (5年)	84月 (7年)	120月 (10年)	180月 (15年)	240月 (20年)	300月 (25年)	360月 (30年)	420月 (35年)	480月 (40年)
800円	2,880	19,200	30,320	58,360	91,200	162,580	297,510	470,220	701,330	1,010,670	1,424,530	1,978,400
900円	3,240	21,600	33,920	65,290	102,300	180,870	330,980	523,120	780,230	1,124,370	1,584,790	2,220,970
1,000円	3,600	24,000	37,520	72,220	112,860	199,160	364,450	576,020	859,130	1,238,070	1,745,050	2,423,540
1,200円	4,320	28,800	44,720	86,080	134,520	235,740	431,390	681,820	1,016,930	1,465,470	2,065,570	2,868,680
1,400円	5,040	33,600	51,920	99,940	156,180	272,320	498,330	787,620	1,174,730	1,692,870	2,386,090	3,313,820
1,600円	5,760	38,400	59,120	113,800	177,840	308,900	565,270	893,420	1,332,530	1,920,270	3,027,130	3,758,960
1,800円	6,480	43,200	66,320	127,660	199,500	345,480	632,210	999,220	1,490,330	2,147,670	3,347,650	4,204,100
2,000円	7,200	48,000	73,520	141,520	221,160	382,060	699,150	1,105,020	1,648,130	2,375,070	4,148,950	4,649,240
2,500円	9,000	60,000	91,520	176,170	275,310	473,510	866,500	1,369,520	2,042,630	2,943,570	4,148,950	5,762,090
3,000円	10,800	72,000	109,520	210,820	329,460	564,960	1,033,850	1,634,020	2,437,130	3,512,070	4,950,250	6,874,940
3,500円	12,600	84,000	127,520	245,470	383,610	656,410	1,201,200	1,898,520	2,831,630	4,080,570	5,751,530	7,987,790
4,000円	14,400	96,000	145,520	280,120	437,760	747,860	1,368,550	2,163,020	3,226,130	4,649,070	6,552,850	9,100,640
4,500円	16,200	108,000	163,520	314,770	491,910	839,310	1,535,900	2,427,520	3,620,630	5,217,570	7,354,150	10,213,490
5,000円	18,000	120,000	181,520	349,420	546,060	930,760	1,703,250	2,692,020	4,015,130	5,786,070	8,155,450	11,326,340
6,000円	21,600	144,000	217,520	418,720	654,360	1,113,660	2,037,950	3,211,020	4,804,130	6,923,070	9,758,050	13,552,040
7,000円	25,200	168,000	253,520	488,020	762,660	1,296,560	2,372,650	3,750,020	5,593,130	8,060,070	11,360,650	15,777,740
8,000円	28,800	192,000	289,520	557,320	870,960	1,479,460	2,707,350	4,279,020	6,382,130	9,197,070	12,963,250	18,003,440
9,000円	32,400	216,000	325,520	626,620	979,260	1,662,360	3,042,050	4,808,020	7,171,130	10,334,070	14,565,850	20,229,140
10,000円	36,000	240,000	361,520	695,920	1,087,560	1,845,260	3,376,750	5,337,020	7,960,130	11,471,070	16,168,450	22,454,840

人には退職金は支給されず、二年未満の人については、掛金の納付総額を下回ることになります。しかし、納付月数の長い人には、掛金総額を

円、十一年目に千五百円増額して四千五百円、二十一年目にさらに千五百円増額して六千円ということにしますと、次のとおり勤続三十年の退職金は四百五十万円になります。この例ですと、勤続年数に応じて掛金を上げ、それにつれて退職金も尻上がりに増えますので、従業員にはげみを持たせることができます。

問 中小企業退職金共済制度による融資とはどのようなものですか。

答 この共済融資制度は、共済契約者（事業主）の納付した掛金を原資として、事業主、または、事業主の二分の一以上が本制度に加入している事業主の団体が、従業員の福祉施設（労働者住宅——社宅、独身寮、従業員のための住宅・保健施設——保養所、衛生室、浴室、洗面所、理髪室及び体育設備・給食施設——食堂炊事場等・教養文化施設——会館、集会所及び図書室等）を設置する場合に、その資金を融資して中小企業の従業員の福祉の増進に役立てようというものです。この融資資金の用途は、施設の新設、増改築に必要な資金で、貸付額は、施設の設置等に必要資金の七〇％で、住宅の場合五千万円、その他の施設については三千万円、共同施設の場合は一億円まで借りることができます。申込みは、融資取扱金融機関、県労政課、各労政事務所に申込書が用意してありますので、それに必要事項を記入

したうえで、融資取扱金融機関に提出していただくようになっていきます。なお、償還期間は十五年で三ヶ月又は六ヶ月ごとの元利均等償還となっています。また担保については、設置した施設が原則として担保物件となり、連帯保証人二名をたてる必要があります。

最後に、この制度についての本県の実況にふれますと、県内には、中小企業が約八万一千事業所（昭和五十三年事業所統計から推計）ありますが、本制度に加入している事業所は、建設業退職金共済制度及び清酒製造業退職金共済制度を含めて約五千三百事業所程度で、その割合は七〇％にも足りない状況です。

なお、昭和五十五年十二月から中小企業退職金共済法の一部が次のとおり改正されます。

(一) 中小企業の範囲が拡大されます。

(二) 掛金月額の最低額（八百円を千二百円に）、最高額（一万円を一万六千円に）が引きあげられます。

(三) 国庫補助金を増額されます。

(四) 掛金月額を増額した場合の掛捨損がなくなります。

(五) 過去勤務期間通算制度が新設されます。（施行昭和五十六年四月施行）

以上のように、たいへん有利な退職金制度ですから、退職金制度のない事業所はもとより、すでに、退職金制度を設けている事業所でも併せて加入されますよう、おすすめます。